（財務諸表）

第六条　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）

第六条の二　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　事業報告書（出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　略］

六　サービス（出資継続業務に係るものを除く。）を適正かつ持続的に提供するための源泉

七　業務（出資継続業務を除く。）の運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績（出資継続業務に係るものを除く。）の適正な評価に資する情報

九　業務（出資継続業務を除く。）の成果及び当該業務に要した資源

十　予算（出資継続業務に係るものを除く。）及び決算（出資継続業務に係るものを除く。）の概要

十一　財務諸表（出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。）の要約

十二　財政状態（出資継続業務に係るものを除く。）及び運営状況（出資継続業務に係るものを除く。）の機構の長による説明

［十三　略］

十四　機構の行う業務（出資継続業務を除く。）に係る基礎的な情報

（財務諸表の閲覧期間）

第七条　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

第七条の二　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第七条の三　機構の業務（出資継続業務を除く。）に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

［２　略］

（財務諸表）

第六条　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（事業報告書の作成）

第六条の二　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第二項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

２　事業報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～五　同上］

六　サービス（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）を適正かつ持続的に提供するための源泉

七　業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）の運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の適正な評価に資する情報

九　業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）の成果及び当該業務に要した資源

十　予算（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）及び決算（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の概要

十一　財務諸表（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）の要約

十二　財政状態（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）及び運営状況（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の機構の長による説明

［十三　同上］

十四　機構の行う業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る基礎的な情報

（財務諸表の閲覧期間）

第七条　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類）

第七条の二　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十八条第四項の主務省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

（会計監査報告の作成）

第七条の三　機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る通則法第三十九条第一項の主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

［２　同上］